

衆議院 議院運営委員会 議事録 第四十六号

(二九六)

平成十一年七月十五日(木曜日)

午後四時三十二分開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 遠藤 武彦君

理事 御法川 英文君

理事 熊代 昭彦君

理事 松沢 成文君

理事 井上 喜一君

理事 飯島 忠義君

理事 新藤 義孝君

理事 棚橋 泰文君

理事 奥田 建君

理事 古川 元久君

理事 中野 清君

理事 東中 光雄君

委員外の出席者

議長 伊藤 宗一郎君

副議長 渡部 恒三君

事務総長 谷 福九君

委員の異動

七月十四日

辞任

西川 太一郎君

同日

辞任

一川 保夫君

補欠選任

西川 太一郎君

本日

の会議に付した案件

懲罰委員長の選挙の件

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置

かれる支部図書館及びその職員に関する法律の

一部を改正する法律案起草の件

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する

法律案起草の件

第一類第十九号

議院運営委員会議事録第四十六号

法律の一部を改正する法律案起草の件
国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○中川委員長 これより会議を開きます。

まず、常任委員長選挙の件についてであり、
すが、昨十四日、懲罰委員長山花貞夫君が逝去さ
れました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

つきましては、その後任委員長の選挙を本日の
本会議において行うこととし、この選挙は、その
手続を省略して、議長において指名するに御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

なお、後任候補者として、民主党から池端清一
君を推薦してまいっております。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 次に、本日予算委員会の審査を終
了する予定の平成十一年度一般会計補正予算(第
1号)及び平成十一年度特別会計補正予算(特第1
号)について、委員長から緊急上程の申し出があ
ります。

右両案は、本日の本会議において緊急上程する
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、ただいまの補正予算二案及
び民主党提案の動議に対し、自由民主党の白井日
出男君、民主党の肥田美代子君、日本共産党の木
島日出夫君、社会民主党・市民連合の中川智子君
から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、白井日出男君、中川智子君はおの
おの五分以内、肥田美代子君、木島日出夫君はお
おの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

なお、採決は、動議及び補正予算二案のいずれ
についても起立採決をもって行います。

○中川委員長 次に、国立国会図書館法の規定に
より行政各部門に置かれる支部図書館及びその職
員に関する法律の一部改正の件についてでありま
すが、図書館運営小委員長から発言を求められて
おりますので、これを許します。赤松広隆君。

○赤松(広)委員 国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に
関する法律の一部を改正する件について御説明い
たします。

この法律案は、平成十二年四月から国立国会図
書館支部防衛施設図書館を国立国会図書館支部
防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法
等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律
の施行の日をもって、行政各部門に置かれる国立

(第1号)及び平成十一年度特別会計補正予算特
第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動
議が提出される予定になっております。

本動議の趣旨弁明は、提出者の池田元久君が行
うことになっております。

○中川委員長 それでは、国立国会図書館法の規
定により行政各部門に置かれる支部図書館及びそ
の職員に関する法律の一部改正の件につきまして
は、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、
これを委員会提出の法律案とするに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国会職員法及び国会職員の
育児休業等に関する法律の一部改正の件、国会職
員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時
間、休暇等に関する規程の一部改正の件について
であります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 国会職員法及び国会職員の育児休
業等に関する法律の一部改正の件並びに国会職員
の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、
休暇等に関する規程の一部改正の件について御説
明申し上げます。

まず、国会職員法及び国会職員の育児休業等に
関する法律の一部改正の件であります。政府職
員と同様に、国会職員につきましても、定年退職
等により退職した者の中から、一年以内の任期を
定めて、フルタイム勤務または短時間勤務の職員
として、改めて採用することができるとする新たな再任
用制度を導入するとともに、懲戒制度の一層の適

国会図書館支部図書館の再編成を行おうとするも
のであります。

以上でございます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
かれる支部図書館及びその職員に関する法律
の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中川委員長 それでは、国立国会図書館法の規
定により行政各部門に置かれる支部図書館及びそ
の職員に関する法律の一部改正の件につきまして
は、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、
これを委員会提出の法律案とするに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国会職員法及び国会職員の
育児休業等に関する法律の一部改正の件、国会職
員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時
間、休暇等に関する規程の一部改正の件について
であります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 国会職員法及び国会職員の育児休
業等に関する法律の一部改正の件並びに国会職員
の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、
休暇等に関する規程の一部改正の件について御説
明申し上げます。

まず、国会職員法及び国会職員の育児休業等に
関する法律の一部改正の件であります。政府職
員と同様に、国会職員につきましても、定年退職
等により退職した者の中から、一年以内の任期を
定めて、フルタイム勤務または短時間勤務の職員
として、改めて採用することができるとする新たな再任
用制度を導入するとともに、懲戒制度の一層の適

○中川委員長 次に、ただいまの補正予算二案及
び民主党提案の動議に対し、自由民主党の白井日
出男君、民主党の肥田美代子君、日本共産党の木
島日出夫君、社会民主党・市民連合の中川智子君
から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、白井日出男君、中川智子君はおの
おの五分以内、肥田美代子君、木島日出夫君はお
おの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国立国会図書館法の規定に
より行政各部門に置かれる支部図書館及びその職
員に関する法律の一部改正の件についてでありま
すが、図書館運営小委員長から発言を求められて
おりますので、これを許します。赤松広隆君。

○赤松(広)委員 国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に
関する法律の一部を改正する件について御説明い
たします。

この法律案は、平成十二年四月から国立国会図
書館支部防衛施設図書館を国立国会図書館支部
防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法
等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律
の施行の日をもって、行政各部門に置かれる国立

○中川委員長 次に、ただいまの補正予算二案及
び民主党提案の動議に対し、自由民主党の白井日
出男君、民主党の肥田美代子君、日本共産党の木
島日出夫君、社会民主党・市民連合の中川智子君
から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、白井日出男君、中川智子君はおの
おの五分以内、肥田美代子君、木島日出夫君はお
おの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国立国会図書館法の規定に
より行政各部門に置かれる支部図書館及びその職
員に関する法律の一部改正の件についてでありま
すが、図書館運営小委員長から発言を求められて
おりますので、これを許します。赤松広隆君。

○赤松(広)委員 国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に
関する法律の一部を改正する件について御説明い
たします。

この法律案は、平成十二年四月から国立国会図
書館支部防衛施設図書館を国立国会図書館支部
防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法
等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律
の施行の日をもって、行政各部門に置かれる国立

○中川委員長 次に、ただいまの補正予算二案及
び民主党提案の動議に対し、自由民主党の白井日
出男君、民主党の肥田美代子君、日本共産党の木
島日出夫君、社会民主党・市民連合の中川智子君
から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、白井日出男君、中川智子君はおの
おの五分以内、肥田美代子君、木島日出夫君はお
おの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国立国会図書館法の規定に
より行政各部門に置かれる支部図書館及びその職
員に関する法律の一部改正の件についてでありま
すが、図書館運営小委員長から発言を求められて
おりますので、これを許します。赤松広隆君。

○赤松(広)委員 国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に
関する法律の一部を改正する件について御説明い
たします。

この法律案は、平成十二年四月から国立国会図
書館支部防衛施設図書館を国立国会図書館支部
防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法
等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律
の施行の日をもって、行政各部門に置かれる国立

○中川委員長 次に、ただいまの補正予算二案及
び民主党提案の動議に対し、自由民主党の白井日
出男君、民主党の肥田美代子君、日本共産党の木
島日出夫君、社会民主党・市民連合の中川智子君
から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、白井日出男君、中川智子君はおの
おの五分以内、肥田美代子君、木島日出夫君はお
おの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国立国会図書館法の規定に
より行政各部門に置かれる支部図書館及びその職
員に関する法律の一部改正の件についてでありま
すが、図書館運営小委員長から発言を求められて
おりますので、これを許します。赤松広隆君。

○赤松(広)委員 国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に
関する法律の一部を改正する件について御説明い
たします。

この法律案は、平成十二年四月から国立国会図
書館支部防衛施設図書館を国立国会図書館支部
防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法
等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律
の施行の日をもって、行政各部門に置かれる国立

正化を図るために必要な措置を講じるものであります。

この法律は、新たな再任用制度につきまして、平成十三年四月一日から、懲戒制度の整備につきましても、国家公務員法の懲戒制度の改正規定の施行日から施行することとしたしてあります。

次に、国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件であります。新たな再任用制度の導入に伴い、再任用議員の給料月額を定める等、政府職員に準じて所要の規定の整備を行うものであります。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

○中川委員長 それでは、まず、国会議員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国立国会図書館法の規定に

より行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、懲罰委員長の選挙を行います。この選挙は、動議により、手続を省略して、議長において指名することになります。

次に、補正予算案を緊急上程いたします。中山予算委員長の報告がございます。次いで池田元久さんから、鹿野道彦君外四名提出の補正予算案につき撤回のうえ編成替えを求める動議につきまして、趣旨弁明がございます。次いで二案及び動議に対しまして、四人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物のとおりでございます。次いで採決に入ります。まず鹿野道彦君外四名提出の動議を採決いたします。自由民主党、公明党、改革クラブ、自由党、共産党、社会民主党及びさきがけが反対でございます。次いで補正予算案を二一括して採決いたします。民主党、共産党及び社会民主党が反対でございます。

次に、日程第一につき、坂井地方行政委員長の報告がございます。全会一致であります。

次に、日程第二及び第三につき、穂積農林水産委員長の報告がございます。採決は二回になります。一回目は日程第二で、共産党及び社会民主党が反対でございます。二回目は日程第三で、全会一致であります。

次に、ただいま御決定いただきました国立国会図書館の支部図書館法改正案及び国会議員法改正案の二法律案を緊急上程いたします。中川議院運営委員長の趣旨弁明がございます。両案を一括して採決いたします。全会一致であります。本日の議事は、以上でございます。

緊急上程申出議案

予算委員会 委員長 中山 正暉君
平成十一年度一般会計補正予算(第1号)
平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)

補正予算の議事順序

平成十一年度一般会計補正予算(第1号)
平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)
一、採決

一、予算委員長の報告 中山 正暉君
二、平成十一年度一般会計補正予算(第1号)及び平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議(鹿野道彦君外四名提出)
動議趣旨弁明 池田 元久君(民主)

三、討論(補正予算及び動議一括)
動議に反対、原案に賛成 白井日出男君(自民)

動議に賛成、原案に反対 肥田美代子君(民主)

動議に反対、原案に反対 木島日出夫君(共産)

動議に反対、原案に反対 中川 智子君(社民)

四、採決

1. 平成十一年度一般会計補正予算(第1号)及び平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議(鹿野道彦君外四名提出)
2. 平成十一年度一般会計補正予算(第1号)
平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)
一括採決

議事日程 第三十五号
平成十一年七月十五日
午後五時開議

第一 地方公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○中川委員長 それでは、本日の本会議は、午後四時五十分予鈴、午後五時から開会いたします。

○中川委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る二十二日木曜日に開会することいたします。
なお、来る二十一日水曜日午前十一時から理事會を開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十一散会

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第一条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の項を削る。

第二条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条の表を次のように改める。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	総務省
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部郵政事業庁図書館	郵政事業庁
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省
国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省

施設庁図書館を削る。

理由

国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(国会職員法の一部改正)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四 各本部長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した者若しくは定年退職の日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める者(以下「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができ、ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本部長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

第十五条の五 各本部長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める国会職員の週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものとする)を占める国会職員の週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。

(以下同じ。)に採用することができる。

前項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の職については、定年退職者等

のうち第十五条の二の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十六条中「掌る」を「つかさどる」に、「条件附」を「条件付」に改め、「非常勤の職員」の下に「(短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)」を加える。

第二十八条中「掌る」を「つかさどる」に、「左の事由があつたを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同条に次の一項を加える。

国会職員が、各本部長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものに使用される者(以下「国会職員以外の国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合(一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下「先の退職」という。))国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。)以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。)のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員(同項の国会職員であるものに限る。)は、懲戒の処分を受ける。

国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第

一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二条 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「要しない国会職員」の下に「(国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員を除く)」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国会職員法第二十八条の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。及び附則第四条第一項の規定については、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十

一年法律第八十三号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である国会職員に係る任用(任期の更新を除く。及び退職手当については、なお従前の例による。及び退職手当については、なお従前の例による。)

(任期の末日に関する特例)

第三条 次の表の上欄に掲げる期間における第一条の規定による改正後の国会職員法(以下「新国会職員法」という。)第十五条の四第三項(新国会職員法第十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新国会職員法第十五条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十二年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十三年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十四年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	

(懲戒処分に関する経過措置)

第四条 新国会職員法第二十八条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条ただし書に規定する日以後である国会職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある国会職員については、当該先の退職の前の国会職員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新国会職員法第二十八条第二項後段の規定は、同項後段の定年退職者等となった日が施行日以後である国会職員について適用する。この場合において、附則第一条ただし書に規定する日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある国会職員については、同日前のこれらの退職の前の国会職員としての在職期間は、同項後段の定年退職者等となった日までの引き続く国会職員としての在職期間には含まれないものとする。

高齡社会に対応するため、国会職員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、その育児休業に係る部分休業に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職給料表の適用を受ける国会職員以外の国会職員の給料月額額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第一条の次に次の一項を加える。

第一条の二 法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額額は、前条第四項及び第十四項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の三 中「国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第六条の八 中「国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)」を「勤務時間規程」に改める。

第七條の三 第三項中「前項を」第二項に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」とする。

「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の八十」とする。

第七條の四 第二項後段を次のように改める。

この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額

第七條の四 第四項中「前条第四項を」前条第五項に、「同条第四項を」同条第五項に改める。

第七條の五 第三項中「前項を」第二項に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」とする。

第七條の六に次の一項を加える。

再任用職員には扶養手当、初任給調整手当、国会特別手当、衛視特別手当、住居手当及び単身赴任手当を支給しない。

第十五条第一項中「国会職員の下に」(再任用短時間勤務職員を除く。を加える。

第十八条第一項中「国会職員の下に」(再任用職員を除く。を加える。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円—	円—	円188,500	円223,600	円241,600	円262,600	円282,500	円304,400	円340,300	円380,200	円430,100
	2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
	3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
	4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
	5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
	6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
	7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
	8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
	9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
	10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
	11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
	12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
	13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
	14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
	15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
	16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
	17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
	18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
	19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
	20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
	21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
	22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
	23			308,100	363,800	385,300	426,000					
	24			310,200	366,200	388,000	429,600					
	25			312,300	368,600	390,700						
	26			314,300	370,900	393,500						
	27			316,300	373,200							
	28			318,300	375,600							
	29			320,300								
	30			322,300								
	31			324,300								
	32			326,300								
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円—	円167,600	円186,600	円204,900	円231,900	円261,000
	2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
	3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
	4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
	5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
	6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
	7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
	8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
	9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
	10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
	11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
	12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
	13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
	14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
	15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
	16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
	17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
	18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
	19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
	20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
	21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
	22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
	23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
	24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
	25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
	26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
	27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
	28	232,000	277,200	310,400	328,400		
	29	234,000	278,900	312,400	330,600		
	30	236,000	280,600	314,400	332,800		
	31	237,900	282,300	316,400	335,000		
	32	239,700	284,000				
	33		285,700				
再任用職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	188,500	231,900	270,200	302,400	336,400	359,200
	2	151,600	174,200	195,600	240,500	280,300	313,200	347,200	370,000
	3	157,500	181,100	202,900	249,900	290,600	324,000	358,000	380,300
	4	163,600	188,500	210,200	259,900	300,600	334,800	368,300	390,600
	5	170,000	194,400	218,300	269,700	310,300	345,600	378,300	401,700
	6	174,600	199,800	226,400	279,600	320,000	356,400	388,400	416,000
	7	178,300	205,100	234,400	289,600	329,500	366,700	398,500	427,200
	8	181,200	210,400	241,800	299,400	338,900	376,700	410,200	438,200
	9	183,900	215,400	248,400	309,000	347,800	386,600	419,700	448,500
	10	185,600	219,600	254,600	318,400	356,700	396,200	426,000	458,000
	11		222,600	260,400	327,400	365,400	405,700	431,700	467,200
	12		224,600	265,000	336,400	373,200	414,400	437,300	473,800
	13		226,500	268,800	344,900	379,000	419,100	442,000	480,400
	14		228,400	272,100	353,300	384,200	422,600	446,700	487,000
	15		230,300	275,400	360,100	388,800	426,100	451,500	492,000
	16			277,900	365,900	392,500	429,600	456,300	496,500
	17			280,300	370,300	396,000	433,300	460,500	500,900
	18			282,700	374,100	399,500	437,000	464,500	505,300
	19			285,000	377,300	402,800	440,800		509,700
	20			287,200	380,500	406,000	444,500		514,100
	21			289,200	383,600	409,100	448,200		518,500
	22			291,200	386,600	412,200			522,900
	23			293,200	389,400	415,400			527,200
	24			295,100	392,400				
	25			297,000	395,300				
	26			298,800	398,100				
	27			300,600	401,000				
	28			302,400					
	29			304,500					
再任用職員		158,900	186,800	216,000	272,100	304,100	336,200	365,500	398,200

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	160,200	202,600	236,200	264,300	293,400	318,700	345,900
	3	168,000	210,900	244,500	273,600	303,600	329,000	356,300
	4	175,700	219,400	253,700	282,900	313,800	339,300	366,700
	5	183,100	226,900	263,000	292,300	324,100	349,700	377,200
	6	192,400	234,400	272,300	301,700	334,400	360,100	387,700
	7	192,400	234,400	281,500	311,600	344,800	370,400	397,800
	8	202,400	242,300	290,900	320,700	355,100	380,900	407,900
	9	210,000	250,700	299,900	330,000	365,400	391,000	417,900
	10	217,600	259,100	300,300	339,700	375,600	401,100	428,500
	11	225,000	267,500	309,600	349,300	385,500	411,100	439,100
	12	231,800	276,000	318,200	358,700	395,500	421,400	449,600
	13	239,100	284,400	327,200	368,100	405,500	431,600	459,600
	14	247,000	292,900	336,500	377,300	415,600	441,500	468,800
	15	254,000	301,300	345,800	386,600	425,500	450,200	478,100
	16	262,000	309,800	355,000	396,400	434,700	458,600	486,600
	17	270,000	318,400	364,400	406,500	443,300	466,400	493,400
	18	277,900	327,000	373,600	414,200	451,600	472,300	500,000
	19	285,800	335,500	382,900	421,500	458,500	477,500	504,200
	20	293,100	343,700	392,700	427,600	463,900	481,900	508,000
	21	300,400	351,500	402,800	434,100	469,000	485,600	511,900
	22	307,400	359,100	410,500	438,600	472,700	489,200	515,700
	23	314,200	367,200	417,800	442,400	476,200	492,900	519,500
	24	321,000	375,200	423,900	445,900	479,700	496,600	
	25	327,700	382,900	429,900	449,200	483,300	500,300	
	26	334,100	390,300	433,700	452,500	486,900		
	27	340,600	397,600	437,000	455,500	490,500		
	28	347,300	403,500	440,100	458,700			
	29	354,000	409,500	443,300				
	30	360,300	413,200	446,400				
	31	366,000	416,500	449,400				
	32	371,000	419,600	452,400				
	33	375,500	422,800					
	34	380,200	425,900					
	35	383,000	428,900					
	36	385,700	431,800					
	37	388,400						
	38	391,000						
	39	393,700						
再任用職員		259,900	270,800	288,200	310,400	340,100	361,300	386,300

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第二条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年八月二十三日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、本属長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設定することができる。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第五条第二項中「八日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を加える。

第十三条第一項第一号中「二十日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)」を加える。

第十九条中「国会職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を、「事項については」の下に「、第三条から前条までの規定にかかわらず」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

第二条 国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年

法律第 号)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に同法第一条の規定による改正前の国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である国会職員(以下この条において「旧法再任用職員」という。)に対する第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第一条第十四項、第七条の三第三項、第七条の四第二項、第七条の五第三項、第七条の六第四項、第十八条第一項及び別表第三から別表第五までの規定の適用については、旧法再任用職員は、国会職員法第十五条の四第一項の規定により採用された国会職員でないものとみなす。

平成十一年七月二十一日印刷

平成十一年七月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B